

週休 2 日 Q&A

当初作成日：令和 7 年 9 月

最終更新日：令和 8 年 9 月

Q1. 会社内での事務作業の取扱いについて

現場及び現場事務所は閉所しているものの、会社内で書類作成や安全教育を実施した場合はどのような扱いになるか。

A1. 会社内での事務作業の取扱いについて

現行制度上、現場閉所したものとして扱います。

Q2. 他現場での作業の取扱いについて

京都府発注の工事現場 A は現場閉所しているものの、民間発注の工事現場 B で現場作業を実施した場合、工事現場 A においては現場閉所されたものとみなすか。

A2. 他現場での作業の取扱いについて

現行制度上、現場閉所したものとして扱います。

ただし、工事現場 A と B が施工箇所点在于る京都府の同一発注工事の現場であった場合、A が閉所していても B が作業している場合は現場閉所として扱いません。

Q3. 週の考え方について

「週」とは月曜日から日曜日までの 7 日間のことか。

A3. 週の考え方について

そのとおりです。現場着手日が木曜日であれば、翌週の水曜日までが該当工事における「週」のサイクルとなります。

Q4. 日を跨ぐ場合の取扱いについて

夜間工事の場合は異なる曜日を跨ぐことになる。例えば金曜の夜から土曜の朝まで作業する場合、現場閉所の扱いは。

A4. 日を跨ぐ場合の取扱いについて

土曜日の夜間工事の場合、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、土曜日が現場閉所されたものとみなします。日曜日、**祝日**も同様の考え方です。

Q5. 現場閉所日の振替について

週のサイクルが月曜はじまりの工事の際、金曜日の作業中に急遽、受注者の責によらない事由で日曜日の現場作業が必要になった。しかし、振り換える日がない。この場合の取扱いは？

A5. 現場閉所日の振替について

受注者の責によらず現場作業が必要となった日は、施工に必要な期間から除きます。（この週の場合に限り日曜日の閉所は不要の扱い）

よって、当該の週においては土曜日のみ現場閉所されていれば、当該週における週休 2 日は達成となります。

Q6. 交替しながら休日を確保する場合の対象外期間の取り扱いについて

個人毎に休日を確保している場合、受注者の責によらず急遽、休日予定の者の作業が必要となった場合、その者の休日の扱いは。

例えば、水曜～日曜が出勤日、月曜火曜が休日のサイクルの者(A氏)が、急遽受注者の責によらず月曜に作業せざるを得なくなった場合の扱い。

A6. 個人毎に休日を行う工事の対象外期間の取り扱いについて

休日予定であった者が、受注者の責によらず急遽作業を行わざるを得なくなった場合は、当該日を施工に必要な期間の対象外の期間とみなします。例の場合、A氏は火曜のみの休日取得で当該週における週休2日は達成となります。

Q7. 現場代理人の休日について

個人毎に休日を確保している場合、現場代理人は工事現場に常駐することと契約書第10条第2項で定められているため、休日取得はできないのではないか？

A7. 現場代理人の休日について

契約書第10条第3項で、「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。」としているため、必ずしも常駐しなければいけないとしていません。

現場代理人が休日を取得する場合は、当該条項に合致する現場条件であることを受発注者間で確認してください。

Q8. 監理技術者の休日について

個人毎に休日を確保している場合、監理技術者は専任の者でなければならないか。その場合、休日取得はできないのではないか。

A8. 監理技術者の休日について

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐を要するものではありません。監理技術者が休暇取得等のために短期間現場を離れることについては、適切な施工ができる体制が確保されていると認められる場合には、差し支えありません。

Q10. 工事成績評価における減点について

現場閉所率が **28.5%(8日/28日)**未滿となる等、明らかに週休2日制工事に取り組む姿勢が見られなかった場合、減点との運用だがその背景は？

A10. 工事成績評価における減点について

京都府では、「建設業における労働者の健康増進やワークライフバランスの改善、将来の担い手確保のために、週休2日制工事の取り組みにより、より働きやすい環境づくりを行っていくこと」を目的に週休2日に取り組んでいます。工期を通じ、**4週8休未滿の現場閉所**は週休2日に求められる水準が満足できなかったものとして、総括監督員の「法令遵守等」の「その他」において0.4点の減点を行うこととしております。